

札幌市役所 1 階カフェで 新たな事業をはじめませんか？

札幌市では、障がいのある人もない人も同じ立場で、共に助け合いながら生き生きと働ける、そんな職場が広がることを目指し、「札幌市障がい者協働事業運営費補助」制度を平成 18 年 10 月から実施しています。

この補助制度を活用し、市役所 1 階で元気カフェを運営しておりますが、このたび、令和 5 年 10 月以後の新たな事業者を募集いたします。



1 補助対象とする事業者の選定

事業の運営を希望する場合、事前に事業計画書を提出していただき、札幌市が設置する選定委員会にて、運営方法等の企画提案をしていただきます。提案内容の総合評価点に基づき、運営事業者を選定いたします（プロポーザル方式）。

2 事業運営費の補助内容

選定された運営事業者に対しては、以下のとおり運営に係る事業費の一部を予算の範囲内で補助します。

補助項目	補助内容		備考
補助基準額 (年額)	障がい者の 従業員数	基準額	年度途中から事業を開始する場合は、基準額・家賃加算を 12 で除し、 <u>事業実施月から年度末までの月数を乗じて算出します。</u>
	5人	6,860,000 円	
	6人	7,760,000 円	
	7人	8,680,000 円	
	8人	9,600,000 円	
9人	10,510,000 円		
家賃加算	家賃年額×1/2 (上限 480,000 円)		
施設設備費補助加算	1,000,000 円		事業開始初年度のみ適用

※ 事業に要した経費のうち、給与・手当等（ただし、障がい者従業員の給与等を除く）、共済費、消耗品費、光熱水費、修繕費、備品費、賃借料等の実支出額と、基準額を比較して、いずれか低い額を予算内で補助します。

※ 補助額は令和 5 年 7 月 19 日時点の金額です。要綱改正等により、補助額が変動する場合があります。

3 事業運営費の補助要件（主な項目のみ）

事業運営費の補助を受けるためには、以下の基本的要件を満たすことが必要です。

※ 補助金額算定にあたっては、他に要件等があります。別添の「札幌市障がい者協働事業運営費補助要綱」を必ずご覧ください。

	項目・内容等
基本的要件	<p>①法人（営利・非営利は問いません）が行う継続性のある事業</p> <p>②事業の拠点が札幌市内</p> <p>③市内に住む障がいのある方が従業員として、<u>全従業員の5割以上かつ5人以上9人以下</u>であること</p> <p>④<u>事業の従業員に対し、1週あたり30時間以上勤務する雇用契約</u>を結んでいること</p> <p>⑤障がいのある従業員は、原則として協働事業に従事するために、<u>公共職業安定所等のあっせんにより、新規に雇用される者</u>であること</p> <p>⑥<u>障がいのある従業員の相談や、技術指導等を支援する従業員を雇用すること</u></p> <p>※ 障害のある従業員5人に1人以上、かつ、1名以上専従の障がい者以外の従業員の配置が必要。</p> <p>⑦事業の従業員に対し、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用対象であること</p> <p>⑧設備などの環境が障がい者に十分配慮されていること</p> <p>⑨事業の従業員について、法人内の他事業と明確に区分すること</p> <p>⑩補助金の経理について、法人内の他事業と明確に区分すること</p>

4 店舗スペース等

(1) 店舗スペース

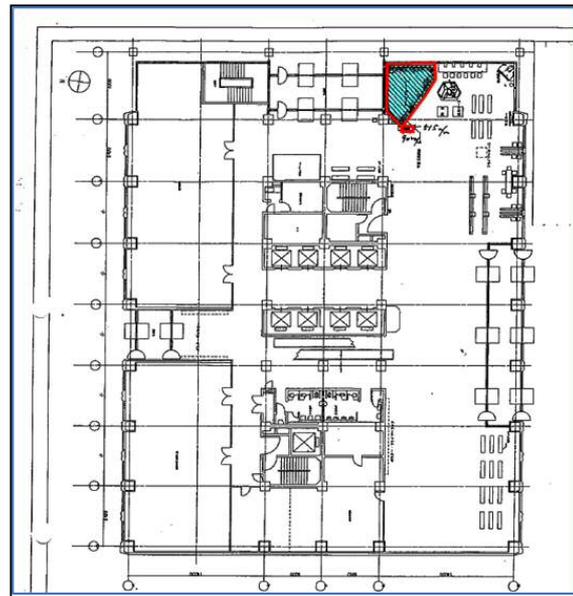
札幌市役所1階ロビーの一部

面積 20.63㎡

※店舗内装、電気設備及び機械設備等は引き続きご利用いただけます。

※設備上、火気を使用した食品調理を行うことはできません。

※IHヒーター、製氷機、冷蔵冷凍冷凍テーブルなどの厨房機器もあり、ご利用いただけますが、その他カフェの運営に必要な機器・備品等については、札幌市と相談の上、運営事業者に準備していただくこととなります。



札幌市役所1階ロビー見取図

(2) ロッカー

札幌市役所地下2階に設置

面積 14.63㎡

(3) 営業日及び営業時間

原則として、市役所開庁日及び開庁時間内（午前8時頃～午後6時頃）を予定しています。

(4) その他

店舗使用料、光熱水費等については事業者にて負担いただきます。店舗スペースについては応募事業者にて必ずご確認ください。

※「札幌市障がい者協働事業」として運営を実施することとなりますので、毎年度、実績報告書を提出し、事業内容の審査を受ける必要があります。また、事業を継続し、補

助金の交付を受けるには、毎年度、事業計画書（補助金交付申請書）など関係書類を提出し、審査を受けていただく必要があります。あわせて、施設使用に係る使用許可申請についても、毎年度提出する必要があります。

※食品衛生法や札幌市庁舎管理規則等の関係法令を遵守し、必要な許可を受けて運営を行ってください。

5 選定評価の視点等

前項「3 事業運営費の補助要件」の基本的要件を満たすほか、次に掲げる視点等を参考に総合的に判断します。

- (1) 障がい者雇用の動機
- (2) 障がい従業員の職場定着支援
- (3) 障がい者支援についての研修体制
- (4) 職場環境への福祉的配慮
- (5) 障がい者雇用の理解促進に係る周知活動
- (6) 市役所1階カフェにおける新たな取組提案
- (7) 事業の収益性

6 手続き方法・提出書類

事業運営を希望する場合、**令和5年8月9日（水）17時までに、後段の「お問い合わせ先」に記載のe-mailアドレスまで、「応募予定」あるいは「検討中」である旨を、法人名・ご担当者名・ご連絡先と併せてお知らせください。**その後、札幌市役所公式ホームページから、「事業計画書」をダウンロードして、必要事項を記入の上、以下の書類を添えて提出してください。

※ 書類はすべてA4サイズで、可能な限り両面印刷で提出してください。また、原本1部、副本（原本の写し）5部、合計6部を1部ずつ綴じて、提出してください。

● 提出書類

- (1) 事業計画書【様式指定】
- (2) 前項「5 選定評価の視点等」に掲げる項目について、事業計画書を補足する企画提案書【様式自由】
- (3) 予定する事業に係る収支予算書（事業実施年度を含む3年間見込）【様式指定】
（※ 事業計画書ファイルにシートがあります）
- (4) 法人の定款及び現在事項全部証明書（法人の登記簿謄本。ただし、募集案内以降に交付されたもの）
- (5) 法人の過去3年間の収支（損益）計算書、またはこれらに相当する書類
- (6) 法人の過去3年間の貸借対照表及び財産目録、またはこれらに相当する書類
- (7) その他、法人活動の概要が分かる資料等【様式自由】
- (8) 法人の過去3年間における札幌市税納税証明書（指名願用で、募集案内以降に交付されたもの。ただし、納税義務がない法人を除く）

7 スケジュール

時期	手続きの流れ
令和5年8月9日 （水曜日）17時	■ 応募予定又は検討中の事業者からの連絡期限
令和5年8月15日 （火曜日）17時	■ 「事業計画書」及び関係書類の提出期限（郵送・または持参）【当日必着】 <u>原本1部及び副本（原本の写）5部、合計6部提出してください。</u> ■ 選定委員会の日時等について、各応募者あてに通知します。

令和5年8月下旬 (予定)	■選定委員会（札幌市が設置）開催。「事業計画書」等関係書類を精査し、ヒアリングを実施します。※選定後、速やかに結果をお知らせします。
令和5年10月	■事業開始予定

提出期限：令和5年8月15日（火）17：00 必着

●お問い合わせ先●

電話：011-211-2936 FAX：011-218-5181 e-mail：syurou-soudan@city.sapporo.jp

担当：札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 就労・相談支援担当係 齊藤・渡辺
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階南側

募集案内ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/kyodojigyo.html>